

特殊単価等の公表について

1 目的

建設工事最低制限価格の公表時期変更に際し、入札参加者の適正かつ迅速な積算、工事費内訳書作成の効率化を図り、入札における積算条件の透明性、客観性を確保するため、入札公告又は指名通知の参考資料として、特殊単価等を公表します。

2 対象工事

- (1) 最低制限価格を設定する建設工事
- (2) 総合評価落札方式で競争入札を実施する建設工事

3 特殊単価等の定義

- (1) 土木系の工事において、唐津市が見積により決定する単価及び見積により決定する歩掛
(土木系工事の例)
土木一式工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事（管布設など）、とび・土工・コンクリート工事など
- (2) 建築系の工事において、唐津市が見積により決定する単価及び見積により決定する単価を利用した複合単価等
(建築系工事の例)
建築一式工事、建築物の解体工事、設備工事（管工事、電気工事）など

4 公表資料

予定価格のもととなる工事費内訳書等から抜粋した特殊単価一覧表
(土木系工事の歩掛は人工、損料、賃料、率等の数値を示します。)

5 公表方法

特殊単価一覧表等は、原則、入札公告又は指名通知の設計図書と同じ方法で、参考資料として公表します。(設計図書ではありません。)

6 質疑への対応

特殊単価一覧表に示した単価に関する質問は、原則、受け付けません。

7 その他の留意事項

- (1) 特殊単価一覧表等は、契約上の拘束を受けない参考資料として公表します。
そのため、唐津市建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）には該当しません。
- (2) 特殊単価等の積算方法は、公表しません。

8 適用日

令和6年4月1日以後に公告又は指名通知を行う競争入札から適用します。